

日本の王権

——持統女帝はなにをしたか？——

村井康彦

はじめに

日本歴史の上で天皇は、古代から現代に至るまで、時代による消長はあるものの、つねになんらかの形で政治、社会や文化に影響を与え続け、こんにちでは憲法のなかで日本国および日本国民統合の象徴として位置づけられている。その意味で天皇とはいかなる存在であったのか、という問いかけは、日本の歴史や文化を理解する上で不可欠のものであり、古くて新しい、今日的な研究テーマとあってよい。

今日的課題といえは、八年前のXデー（天皇の死没日）前後、テレビや新聞は「昭和天皇とともにあった昭和という激動の時代」を繰り返し回顧する一方、天皇の戦争責任といったシビアな議論もなされるなど、さまざまな次元での天皇論が展開されたことは、いまなお記憶にあらたなところであろう。その関心は、昭和天皇の死に続く現天皇——将来「平成」天皇の名で呼ばれるであろう——の即位や大嘗祭、現皇太子の立太子や結婚など、一連の皇位継承上の儀式に対しても持ち続けられたとあってよい。ことに大嘗祭——即位後最初の新嘗祭。新穀を食することで王権継受の証とした——をめぐる議論では、折からの宗教ブームもあって、真偽はともかく、儀式の「神秘性」に興味もたれ、天皇のもつ宗教的性格が強調されたのが特徴である。これは文化人類学者による比較王権論の参加ともあいまって、天皇をめぐる議論を政治主義的なものから文化的・宗教的なものへと移行させ、関心の拡散をもたらしたといえることができる。

さて前述の理由からも、これまでの天皇論は、近現代史のテーマであるか、さもなければ古代史の問題であった。といて、古代あるいは近現代の天皇研究が十分であるというわけではない。これに対して中世・近世における天皇の存在についても実態が明らかになっているとはいえない。その理由はもっぱらこの時期の天皇が政治的・社会的な力をほとんど失っていたため興味の対象とならなかったのである。それでも近時の中世史ブームのなかで、この時代の天皇についてはようやく論じられるようになったが、後醍醐天皇を「異形の天皇」といった観

点から取上げていることにもうかがわれるように、いまのところ突出した部分に興味が集出し、全体を通した天皇論はなきに等しい。史実に基づく天皇通史がないだけでなく、天皇という存在を政治・社会全体のなかに位置づけ、その機能や役割を明らかにするという視点がほとんどない。日本全国を統治する現実的な能力を早くから失ったにもかかわらず、なぜ長期にわたって存続することができたのか、これは天皇論においては陳腐なテーマとさえいってよいが、いまもって解明されているとはいいがたいし、その答えは古代と近代の間における天皇の検討なしには出て来ないであろう。この時期に日本的王権の骨格ができ上がったとみられるからである。

さて天皇論へのアプローチにはさまざまな方法があるが、ここでは「権威と権力」をキーワードとして理解につとめたいと思う。むろん権威をもたぬ権力はないし、権威は権力と無縁ではない。したがって両者を単純に分けることは適切とは思わないが、しかし天皇の歴史を辿る時、この両者を尺度とすることで解明できる事柄が少なくないし、権威と権力の分離と補完の関係のなかに天皇＝日本の王権のもつ本質がこめられていると考える。そこで以下、権威と権力に関わる四つの事項を取上げ、天皇＝日本王権の構造と特質を明らかにしたいと思う。

- (1) 譲位と年少即位——日本的王権の発見
- (2) 女帝と皇太子——女帝の時代の終焉
- (3) 天皇と上皇——王権の二重構造
- (4) 権威と権力——補完し合う公家と武家

1. 譲位と年少即位——日本的王権の成立——

今回の私の講演、というより私の構想する日本の王権＝天皇論の起点となるものなので、用意した資料に即して論点をあげてみたい。

まず表Ⅰの年表。686年9月、天武天皇が没した。その子の草壁皇子は時に25歳で、皇太子

表Ⅰ 持統女帝関係略年表

686	朱鳥 1	9	天武天皇没 (56?) (皇太子草壁皇子25歳)
		9	皇后鸕野皇女称制
		10	大津皇子, 謀叛を理由に捕えられ自害する
687	持統 1		
688	2		
689	3	4	草壁皇子 (28)
690	4	1	皇后, 即位 (持統天皇) (軽皇子8歳)
697	文武 1	8	天皇, 譲位, 軽皇子 (15歳) 即位 (文武天皇)
702	2	12	持統太上天皇没 (58)

表Ⅱ 歴代天皇の即位時年齢

神武	(15歳で立太子)	即位(52)
綏靖		即位(52)
安寧		即位(29)
懿徳		即位(44)
孝昭		即位(32)
孝安		即位(36)
孝靈		即位(53)
孝元		即位(60)
開化		即位(51)
崇神		即位(52)
垂仁		即位(41)
景行		即位(84)
成務		即位(48)
仲哀		即位(84)
応神		即位(71)
仁徳		即位(57)
履中		即位(82)
反正		即位(71)
允恭		即位(71)
安康		即位(53)
雄略		即位(39)
清寧		即位(37)
顕宗		即位(36)
仁賢		即位(40)
武烈		即位(10)
継体		即位(58)
安閑		即位(66)
宣化		即位(69)
欽明		即位(31)
敏達		即位(35)
用明		即位(46)
崇峻		即位(45)
推古		即位(39)
舒明		即位(37)
皇極		即位(49)*
孝徳		即位(50)
斉明		重祚(62)**
天智		即位(43)
弘文		即位(23)
天武		即位(44)
持統	称制	即位(46)
文武		即位(15)
元明		即位(47)
元正		即位(36)
聖武		即位(24)
孝謙		即位(32)*
淳仁		即位(26)
称徳		重祚(47)**
光仁		即位(62)

「日本書紀」「続日本書紀」による。
() 内は即位時の年齢。

の地位にあった。当然即位してしかるべきであるにもかかわらず、即位せず、かわりにその母で、天武の皇后だったウノノササラが「称制」——正式な即位はせずに天皇権を行使する権限、またはその立場——した。皇后が正式に即位するのは三年後、皇太子草壁が没した(689年4月)翌年正月のことである。持統天皇(女帝)である。なお持統の即位は草壁の死から9ヶ月後であるが、同年であることを避け、年明けを待ったもので、皇太子の死が直接の契機であることはいうまでもない。

話を戻すと、皇后の称制が天武の没した同じ月であるのは、草壁の即位があり得ないことを見越しての手続きであったとみてよいが、それにしても25歳にもなっていた皇太子草壁がなぜ即位しなかったのか? 平安時代以後のことを考えると奇妙としかいいようがない。これがいちばんの疑問点である。これに関しては、これまでも草壁の病弱説とか暗愚説などが出されているが、私はそのような理由からではなく、草壁に即位の資格がまだ備わっていなかったからとみる。その資格とはなにか? それは即位に必要な年齢条件である。

そこで表Ⅱ。これは歴代天皇の即位時の年齢を『日本書紀』と『続日本書紀』をもとに書き上げたものである。あらためて述べるまでもなく『日本書紀』は、古い時代については史実と認めがたい点が少ない。しかしそのことを考慮に入れても、この一覧表を見るとき、ある共通性の存在に気付くであろう。それは2、3の例外を除き、どの天皇も即位時の年齢がけっこう高く、いずれも30歳以上であったこと、である。つまりこの事実から帰納されるところは、古代では少なくとも30歳を越えなければ即位できないという不文律があったとみられること、である。30以上の年齢が求められたのはいうまでもなく「執政」天皇としての要件であった。むろんそのことを明記した記録はない。あくまでも私の推測・仮説であるが、そう考えることによってはじめて、先の疑問も氷解するし、以後の事態も理解できると考える。

この考えに立って、もう一度整理すると、(1)皇太子草壁はすでに25歳であったが、即位するにはまだ年齢が不足していた。それが即位できなかった理由のすべてである。(2)したがってウノノササラ皇后の「称制」は、草壁がその条件を備えるまでの“つなぎ”であり、便宜的な措置であった。もう5年間待とう！ところがその間に肝心の草壁が没してしまった（28歳）。ウノノ皇后としては正式に即位する以外に取るべき道はなかったのである。

さてわが子草壁が没した以上、持統の切実な課題は、草壁の子である軽（珂瑠）皇子の即位実現であった。しかしこの孫は、即位の時点でわずか八歳、持統には、この後20年を越える年月はもうなかった。10年を待つことなく持統の取った措置は、みずからは位を退き、かわりに年少——時に15歳の軽皇子を即位させ、これと「共治」し後見することであった。これが文武天皇である。ここで持統は明らかに、皇位継承における年齢に関する不文律を破ったことになる。

しかし年少天皇の実現に当って持統女帝は、じつはもう一つ重大な皇位継承上の不文律を破っている。それは、みずから天皇の地位を退き、別の人物に皇位を譲ること、すなわち「譲位」を行なったことである。そして、私は、この「譲位」こそが、これ以後に展開するすべての事態の出発点、原点であると考える。

天皇は、即位した以上、死ぬまでその位にあり、生きている間にこれを譲ることはできなかった。いわば終身制である。自分の考えで譲ることができたなら、推古女帝は聖徳太子が没するまでに後のことを任かせたであろうし、天智天皇も生きている間に子の大友皇子の即位を実現させたであろう。しかしいずれも実現していないのは、譲位を認めない、終身制だったことによる。

もう一度要約すると、持統女帝は孫・軽皇子の即位を実現するために、皇位継承上の二つの原則——あえていうなら二つしかなかった原則——をともに破ったのである。

一つ、譲位を行なったこと

二つ、年少者の即位を行なったこと

持統がこのような超法規的な措置を断行するに当り藤原不比等との政治的な妥協があったとみられている。藤原氏が政治の表舞台の主人公となるのはもとより、婚姻関係を通して朝廷の裏というか奥を牛耳るようになるのも、すべてはこの時にはじまるといってよい。しかしそのこと以上にこの措置は、これ以後における皇位継承法はもとより、天皇存在そのもの、ひいては日本の王権のあり方をも大きくかえることになった。すなわち、

第一に、即位年齢の制約から解放されたことにより、天皇の年齢低下はもとより、それにともない天皇の政治的主体性の低下をもたらしたこと、

第二に、讓位が慣例化するなかで、天皇（権）と上皇（権）という王権の二重構造を生み出したこと、
である。その意味で讓位のもたらした影響はまことに大きく、讓位という政治手法を見出した時、日本的王権が成立したとってよいと思う。

2. 女帝と皇太子——女帝の変質と終焉——

持統女帝が不文律を二つながら破ったのは、ひとえにわが子草壁の系統に皇位を伝えたかったがためである。具体的には草壁系統の男子嫡系相承の実現に当り、いわゆる「不改常典」を持ち出したのがそれである。天智天皇が定めたという不改常典は、言葉としては元明天皇（女帝）の即位の詔にはじめて登場するが、その詔の中で、持統から文武への讓位は不改常典に叶うものであること、元明への讓位は文武の意志によるが、その元明の即位も不改常典に基づくものであること、などが強調されている。天智天皇が定めたという不改常典については、その内容を記したものはなく、こうした事実から帰納、推理するしか方法はないが、男子嫡系相承に関する約束事であったとみてよい¹⁾。

過去、皇位継承はさまざまな形で行われているが、わが国の場合一般的だったのは兄弟相承である。この方法では同世代最後の兄弟から次の世代に下る時、兄弟の子供たち有資格者が多数いることから、トラブルを避けるため、あらかじめ皇位継承者として皇太子が定められた。この時期、皇太子がある間隔をおいて立てられている理由がこれである。

このような兄弟相承に比して男子嫡系相承はもっとも血統を重視する相統法であり、原理としてはもっとも明確であるといつてよい。しかしこの相統法は、皇子が生れないとか早死した時など、有資格者を欠いた場合、選択肢がないだけに深刻な事態に陥ってしまう。一夫多妻制が認められていた昔なら、そうした事態は起らなかったであろうと思われがちだが、事實は必ずしもそうではない。それどころか、父→子→孫の三代続けばよい方で、父子相承が四代に及ぶことはほとんどなかった。ましてやこれが男子嫡系相承となれば、選択肢の少ない、きわめて限定された相承の方法であったことは推測に難くない。しかしそれを断行したのが持統女帝にはじまる「不改常典」を拠とする草壁系統の実現であった。奈良末期に至って收拾不可能な混乱状態に陥ったのは、ゆえなしとしない。

さてこうした皇位相承をめぐる争いを避ける方法として考え出されたのが、あらかじめ「皇太子」を立てることであるが、それとは別にとられた手段が女帝を立てることであった。女帝の果す政治的な緩和機能が期待されたのである。しかしそのことから、女帝をはじめから「中継ぎ」天皇とみる見方があるが、それは正しくない。先にも融れたように、推古女帝は死ぬま

で皇位にあり、ために皇太子聖徳太子の方が先きに没してしまう。これは譲位を認めないという皇位継承上の不文律に照らして当然のことであり、女帝といえどもその例外ではなかった。即位した以上、皇帝と同様終身制であった。

それならばなぜ女帝には政治的な緩衝機能があったといえるのか。それは女帝の場合、その所生皇子の立太子を認めない、つまり女帝の子には皇位継承権を与えず、その権利の放棄が求められたからである。逆にいえば、そのことを納得した上で即位したのである。そうすることで女帝に政治権力の集中が避けられ、結果として政治的な緊張を和らげる役割を果たしたのである²⁾。

しかし女帝の役割は、持統女帝の時を境に、大きくかわることになった。これ以後、女帝がいうところの「中継ぎ」天皇になったからである。先にもふれたように持統の措置は不常典に基づく男子嫡系相承の実現にあったから、以後の女帝はひたすら草壁系統の皇子の即位実現のために存在した——というより、その実現のために便宜女帝が立てられたのである。「譲位」が「中継ぎ」を可能にしたことはいうまでもない。こうして元明・元正の二女帝は、最初から首皇子こと聖武天皇の即位実現のために立てられ、じじつこの二女帝はそのことを自分たちの使命であると自覚していた。そして女帝が「中継ぎ」天皇となることによって、この時期、女帝の地位は急速に低下したのである。

ただしひとこと付け加えるなら、阿倍内親王こと孝謙女帝だけは、女帝のなかでただ一人、立太子した上、即位しているが、これは男子の後継者を失った聖武天皇が、阿倍内親王に男子の継承者と同じ立場を期待したことを物語っている。じじつ孝謙自身もみずからを男帝と同じ存在とみなして行動したが、しかし貴族たち男帝とは別個のものとしか見ていない。孝謙女帝の悲劇は、そうした主観と客観の乖離にあったといって過言ではない³⁾。

そしてこの孝謙（その後、もう一度即位するが）を最後に女帝の時代は終る。中継ぎとは、皇位の継承を安定的ならしめるためのものであるが、謙位の慣例化のなかで、即位とともに、次の継承者の立太子が、いわばセットで組み合わせられるようになり、平安時代に下って定着する。そして皇太子の制度化にともない女帝の果す中継ぎの役割も無用となる。こうして女帝の時代は奈良時代の末で終わってしまう⁴⁾。十六世紀、江戸時代にも女帝は現われるが⁵⁾、それがもつ歴史的意味は古代の女帝に比すべくもない。

3. 天皇と上皇——王権の二重構造——

持統女帝にはじまる譲位は、日本的王権の成立する契機になったといったが、言葉をかえれば、譲位が慣例化することによって、王権の二重構造ともいうべきものが生まれたことに他な

らない。王権の二重構造とは、単に王権が天皇と上皇の二つの人格に分けられたというだけでなく、王権のもつ特性が分化され、住み分けが進んだことをいう。すなわち天皇のもつ「聖性」に対して上皇はもっぱら「俗性」をにない、時に暴力的・反道徳的であることによって權威の安全弁となり、天皇の聖性を保つ役割を果たしたのである。つまり王権はこのような意味での二重構造を持つことで「柔」構造となった。これが結果として、日本の王権＝天皇（制）を長期にわたって存続させて最大の理由とあってよいであろう。

しかしタテマエの天皇とホンネの上皇の住み分けが最初からできたわけではない。そればかりか天皇と上皇の対立が生じた。奈良時代末期の孝謙上皇と淳仁天皇の対立、とくに平安初期の平城上皇と嵯峨天皇の対立は、ごくわずかの期間ながら「二所（平城旧京と平安新京）朝廷」の状態を現出した。平安京がつくられて二代目の天皇の名——天皇の名は没後におくられる——がなぜ「平城」（奈良のみやこ）なのか、考えてみれば不思議なことだが、それは平城旧京に移った上皇が、寵姫藤原薬子の政治介入もあって、平安新京にいる貴族官人たちに平城京へ戻るよう呼びかけて失敗した、いわゆる薬子の変（810年）のためである。薬子は服毒自殺をとげるが、上皇はそのまま平城旧京に住み、そこで生涯を終えている。

この薬子の変は、事件としては小さいが、後世への影響という点では無視できないものがある。第一に、平安京がこれで安定したことである。のちに鴨長明が『方丈記』の中で平安京が都として定めたのは嵯峨天皇の時であるとしたのも、この事件を知った上での判断であろう。

第二は、嵯峨天皇は、上皇との対立から生じたこの事件を教訓として、変後、それまでなかった上皇のための御所を京中に設けたことである。これを「後院」といい、朱雀院と冷然（泉）院の二つが設けられたが、この後院の設営には、あわせて上皇権をコントロールする意図もふくまれていたとみられる。じじつこれ以後、上皇の政治的実権は抑制され、これにかわって政界をリードするのが藤原良房にはじまる、天皇の母方の家族、とくに外祖父（母方の祖父）であり、これが幼少の天皇を後見するという体制、いわゆる摂関政治を現出することになる。

しかし大事なことは、こうした初期の院（上皇）やそれにかわる初期の摂関政治の政治性がたかまるにつれ、天皇の非政治性がますます明確となる一方、つねに時々天皇を後見補佐する権力者が存在するという構造ができ上がったことであり、それは十一世紀後半にはじまる院（上皇）による政治、いわゆる院政期に至り決定的となる、天皇はひたすらタテマエの世界に生きたのに対して、上皇は法に拘束されることなくホンネの世界に生きた。たびたびの熊野詣でもすべて上皇である。上皇は政治的にも道義的にも責任を追及されることはない。上皇の世界から文芸が育ったのはゆえなしとしない。王権の二重構造とは王権における聖性（天皇）と

俗性（上皇）の分化であり、両者の機能の相互補完の関係が生れたことに他ならない。

4. 権威と権力——補完し合う公家と武家——

こうした王権の二重構造化の到達点が、中世に至って実現した天皇（貴族をふくめた「公家」といってもよい）と武家の関係であろう。

中世初期、1189年2月、後白河上皇は院宣を下し、当時の皇居であった閑院の修造を鎌倉幕府の源頼朝に要求している。これに対して頼朝はただちに応諾、修造を果している。

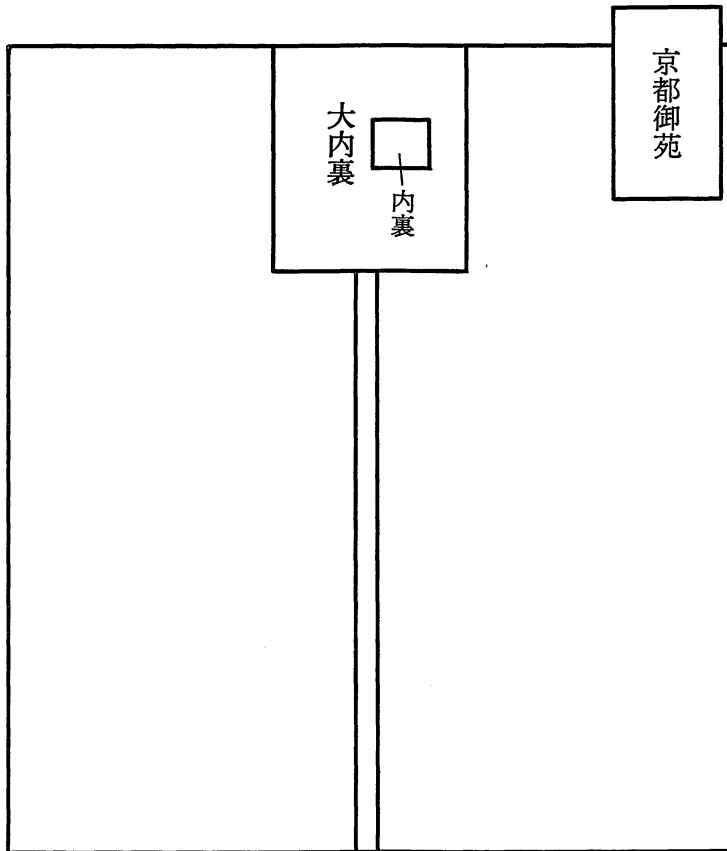
ちなみにこの閑院はいわゆる里内裏（の1つ）であるが、しかし本来の内裏や大内裏が衰微していたことから、鎌倉時代では閑院や東洞院土御門殿などの里内裏が、時々正式の皇居（内裏）となった。この時期本来の大内裏（宮城）は、その内部にあった本来の内裏はもとより、その周辺に群立していた官司もあらかた廃絶していた。中央・地方にわたって統治能力を失っていた朝廷（天皇・公家）としては、官司は事実上無用の存在となっていたから、それで痛痒を感じなかったのである。わずかに室町時代までは太政官と神祇官の建物が残り、即位の儀式に用いられているが、それもやがて荒廃し、荒野となった。そこでここは「内野」と呼ばれるようになった。鎌倉時代のことである。

話を頼朝による（里）内裏の修造のことに戻せば、それ以前、こうした大事業の必要経費は、その都度朝廷が太政官符を發布して国衙や庄園領主から調達するという方法がとられていた。そこでこれを「臨時雑役」といい、内裏や院御所、あるいは伊勢神宮や興福寺などの修造費の調達に用いられていた。頼朝も「関東御分国」といって、関東に八ヶ国の知行国を与えられており（その限りでは公家や寺社とかわらない存在だった）、それに割り当てられたもので、朝廷としては当然の措置と考えており、頼朝もまた異議なく了承している。

留意されるのは、これが先例となって、頼朝以後でも内裏が焼けるとその都度幕府が再建するという構図が出来上がったことである。これは京都に開かれた室町幕府においても同様である。しかし室町幕府は、先に述べた全国的な臨時雑役の徴集権を朝廷から移譲されたから（これを全国支配のテコとした）、内裏の整備は幕府の当然の義務とされ、朝廷も当然のこととしてそれを期待した。その室町幕府の力が衰えた戦国時代には、これにかわる有力な戦国大名、とくに織田信長、豊臣秀吉さらに徳川家康らがこれに当たった。1568年9月の信長の上洛は、内裏の修造が目的の一つであった。

ところが、秀吉は、その信長修造の内裏を解体して新しく造り直し、その秀吉造営の内裏を家康は解体して新造、これを三代將軍家光も解体して新しく造り直している。それ以後はさすがに焼けた時に限るようになるが、それにしても天下統一者がこれほどまでに内裏の造営にこ

表Ⅲ 平安京大内裏（内裏）と京都御苑



だわったのはなぜか。いうまでもなくそれは、朝廷・天皇の権威を取り込むことによって、みずからの権力を飾り、天下に威令を示そうとしたものに他ならない。その結果、わずか120メートル四方の広さしかなかった中世の（里）内裏は、江戸中期・十八世紀初頭に至ってこんにちの「京都御苑」の広さ（約11万平方メートル）にまで拡大された。それは本来の大内裏（宮城）の半ば近くに及んでいる。こうした内裏の拡充はすべて江戸幕府の推進するところであった（表Ⅲ）。

ちなみにこんにちの京都御苑の前身は平安京の「大内裏（宮城）」のなかにあった「内裏」ではなく、東洞院土御門院という「里内裏」（当初は京中の貴族邸宅を一時的に借りたもの、中世以後は里内裏が正式の皇居となった）の後身で、位置も東の方に移っているが、ここには1869年の東京遷都までは内裏の周辺を公家の邸宅が囲繞していた。そこでこれを「公家町」と称している。

この公家町づくりを推進したのが秀吉である。秀吉が天皇・公家の統制と保護を目的として公家を内裏の周辺に意図的に集住させたもので、その意図するところは江戸幕府の出した「禁中並びに公家諸法度」に受けつがれている。しかしこの公家町は明治の東京遷都にともない、公家が次々と東京へ移住したことで消滅、それを整備したのが現在の京都御苑であり、いまは松林と芝生と砂利道があるばかりである。

この京都御苑に公家町があった時の景観を想像しながら、本来の大内裏とを比べた場合（場所や大きさはともかく）、両者の間には決定的な違いがあったことを知る。それは禁裏御所や仙洞・大宅御所の周りに公家邸宅が立ち並んでいても、本来の大内裏内に群立していた多数の官司がここには一宇も存していなかったことで、そこには政治的実権を失った天皇・公家の姿が端的に示されている。むしろ本来の大内裏の方も内野となって久しいのだが。

それにしても内野や中・近世の（里）内裏が象徴するような、無力な天皇や貴族たちが、にもかかわらず長い中世・近世の時代を生きのびることができた理由はないか。すでに明らかのように、ひとことでいえば、全くもって、武家が天皇・公家を支えたことによる。これは権威と権力の分化と補完の関係によるものといってよいであろう。武家が天皇・公家の権威を必要としたことが、その前提にある。しかし遡ればそのあり方は、持統にはじまる王権の二重構造化——「聖性」（天皇）と「俗性」（上皇→摂関→上皇→武家）の分化によってもたらされたものであること、そして大事なことは、この二元化のなかで、右に示したように、天皇は一貫して聖性を保つ存在であったのに対して、時々の政治的実権の保持者が俗性部分を担当し、次々と交代するという構造が出来上がったということである。これが権威と権力の分化と補完ということの実質的な意味である。

教科書的な歴史理解では、天皇・公家と武家とは敵対関係にあり、後者による前者の侵略や奪権のことがもっぱら取り上げられて来た。その事実間違いはないが、両者が補完し合い、根本のところまで繋がっていたという、公家と武家の関係を構造的にとらえなければ本当の理解にはならないであろう。

いま公家と武家とは根本のところまでつながっていたと述べたが、つぎのような事実がある。それは鎌倉幕府の構成員であった「御家人^{ごけいじん}」のなかには、王朝国家の末端に位置した在庁官人——いまでいう地方公務員——であったものが少なくない。平家後期にかえらる在庁官人——その多くは土豪クラスの地方有力者——は武士化しており、鎌倉幕府の成立にともない、その家臣に吸収されたのである。その結果、王朝国家と鎌倉幕府とは、頭は二つで胴体は一つであるという関係になった。

日本の王権＝天皇の歴史を迎える時、古い時代はともかく、王朝の交代はほとんどなかったと

いってよい。他方、実際に権力を握った者たちは次々と交代（初期上皇—摂関—上皇—武家）した。権力のバイパスが生まれたのである。その結果権威は権力によって与えられ、権力の交代とは無関係に継続した。私はこのような意味での権威と権力の関係のなかに日本の王権=天皇の特質があったと考えているが、そのよって来るところは、七世紀末、持統女帝によって行われた皇位継承法の変更にあったといえるであろう。